

3. 「行動計画」

週所定労働時間 40 時間制移行に向けての建設業界が取り組むべき行動計画

建設生産システム合理化推進協議会

平成 9 年 2 月 20 日

建設業における労働時間については、これまでも、本協議会において、平成 3 年度に 4 週 6 休制の導入を図ることを申し合わせたことなどを通じて、労働時間の短縮が進められてきたところであるが、平成 9 年度からは、労働基準法に基づき、建設業においてもすべての事業所で所定労働時間週 40 時間が適用されることとされており、その円滑な移行が求められているところである。

このため、建設生産システム合理化推進協議会は、総合工事業と専門工事業とが協力し、建設業界を挙げて労働時間短縮に取り組むための行動計画を、以下のとおり、申し合わせるものとする。

記

1. 労働時間・週休設定上の対応

週の所定労働時間は、平成 9 年 4 月より、40 時間とされているところであるが、これを實現する方法としては、完全週休 2 日制による対応に加え、1 日の労働時間を縮減する方法や労働基準法第 32 条の 4 に規定される 1 年単位の変形労働時間制度を活用することなど様々な対応が可能である。こうした点を踏まえ、一日の所定労働時間と週休の設定においては、建設現場の就労の実態を踏まえて適切に行うこと。

なお、週所定労働時間 40 時間への円滑な移行を図るため、変形労働時間制に関しては、休日の振替の弾力化、積雪地域における 1 週間の労働時間の上限の緩和が行われることとされており、その活用に留意すること。

2. 総合工事業者において講ずべき条件整備

1 の実施に伴い、総合工事業者は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 工事の受注に当たっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に十分配慮しつつ、週所定労働時間 40 時間を前提とした施工可能な工期を確保するとと